

平成 30 年 7 月 13 日  
(2018 年)

伊丹市長 藤 原 保 幸 様

伊丹市情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 山 下 淳

答 申

平成 29 年(2017 年)12 月 1 日付け伊総総総第 8 4 2 号で諮問のあった下記の件について、  
別紙のとおり答申します。

記

平成 29 年 8 月 2 日付け公文書公開請求があり、平成 29 年 8 月 16 日付け公文書存否応答  
拒否決定（伊活整建第 1266 号）の処分に対する審査請求に関する諮問

諮問番号：平成 29 年度諮問第 11 号

答申番号：平成 30 年度答申第 2 号

## 答 申 書

### 第 1 審査会の結論

「〇〇〇の建築物が、法令上適法なのか違反状態にあるのかの見解及びその根拠を示す文書すべて」及び「〇〇〇の建築物の安全性（人の生命、身体、健康、生活又は財産への安全性）が確認できる文書すべて」に係る公文書公開請求について、伊丹市長（以下「処分庁」という。）が、伊丹市情報公開条例（以下「条例」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づき公文書の存否を明らかにしないで公開請求を拒否した決定は、妥当である。

### 第 2 審査請求に至る経緯

#### 1 公文書公開請求の内容

審査請求人は、条例に基づき、平成 29 年 8 月 2 日付けで「①〇〇〇の建築物が、法令上適法なのか違反状態にあるのかの見解及びその根拠を示す文書すべて」、「②〇〇〇の周囲と道路の境界線を示す情報及びその根拠」、「③違反建築物所有者に対する伊丹市における行政指導指針」、「④違反建築物所有者に対する是正指導で、再三にわたる是正指導にもかかわらず、無視しつづける違反者への対処法やガイドライン文書」、「⑤〇〇〇の建築物の安全性（人の生命、身体、健康、生活又は財産への安全性）が確認できる文書すべて」に係る公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

#### 2 処分庁の決定

処分庁は、本件請求のうち、②については、電話番号及び印影を除き、公文書部分公開決定処分を行い、③及び④については、そもそも策定する法的義務がなく、作成していないため文書が存在しないとして、公文書不存在決定処分を行った。

また、本件請求のうち、①及び⑤については、条例第 9 条第 1 項の規定に基づき、その存否を明らかにすることにより、条例第 7 条第 1 号及び第 2 号、第 6 号に規定する非公開情報等を公開することとなるとして、存否応答拒否の処分（以下「本件処分」という。）を行った。

#### 3 審査請求

審査請求人は、平成 29 年 8 月 31 日に本件処分を不服として、「〇〇〇の建築物が、法令上適法状態なのか違反状態にあるのかの見解及びその根拠を示す公文書の公開を求める。」として審査請求を行った。

### 第 3 審査関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張

- (1) 処分庁は、条例第7条第1号及び第2号の「個人に関する情報」に該当するからと主張するが、公開請求をしているのは、「建築物」についての情報であり、「個人に関する情報」ではない。
- (2) 突然現れた道路上に突き出した壁が、法令上適法状態にあるのか違法状態にあるのかの見解を問うており、条例第7条第1号及び第2号による公開拒否決定は筋違いである。
- (3) 公開拒否決定の条例第7条第6号に基づく理由や根拠が不明瞭である。

## 2 処分庁の主張

- (1) 条例第7条第1号及び第2号を根拠とした理由については、特定の場所にある「建築物」が、法令上適法状態なのか違反状態にあるのかの見解及びその根拠を示す文書を公開することにより、仮に当該建築物が違反状態であった場合、風評被害が起これ、所有者の権利利益を害すると認められるためであり、本件処分は妥当である。
- (2) 条例第7条第6号を根拠とした理由については、特定の場所にある「建築物」が法令上適法状態なのか違反状態であるのかの見解及びその根拠を示す文書を公開することにより、仮に当該建築物が違反状態であった場合、指導状況が把握され、違反行為を容易にする等、違反指導に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、本件処分は妥当である。

## 3 審査請求人の反論書における主張

- (1) そもそも、〇〇〇の本件建築物は法令に違反している。
- (2) 本件建築物南側の道路は、建築基準法第42条第2項の『2項道路』である。また、本件建築物は、道路の境界線を超えており、建築基準法第42条第2項を無視した道路上の建築物である。また、本件建築物は建築確認を受けていない。
- (3) 審査請求に係る反論書では、「仮に当該建築物が違反状態であった場合、風評被害が起これ、所有者の権利利益を害する」ことを根拠としている。しかし、当該建築物が違反状態であることは明白であり、今までも風評被害が起きていないのに、これから風評被害が起きるといふ蓋然性はない。
- (4) また、「仮に当該建築物が違反状態であった場合、指導状況が把握され、違反行為を容易にする等、違反指導に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」としているが、「指導状況」を「把握」しようとしているのではなく、当該建築物が違反しているか否かの市の見解を問うているだけである。もし「指導状況」を「把握」されてしまうのなら、その部分を非公開とすればよい。さらに、「違反行為を容易に」しようとしているのではなく、違反行為があるなら是正せよと主張している。
- (5) 本件、公文書存否応答拒否決定処分は、具体的な根拠がなく不適法である。

#### 第4 審査会審議等の経過

開催日	内容
平成29年(2017年)12月1日	諮問の受理
平成30年(2018年)5月14日	処分庁から事情聴取、第1回審議
平成30年(2018年)6月25日	第2回審議

#### 第5 審査会の判断

##### 1 本件請求に係る公文書について

- (1) 本件請求のうち争点となる公文書は、「〇〇〇の建築物が、法令上適法なのか違反状態にあるのかの見解及びその根拠を示す文書すべて」及び「〇〇〇の建築物の安全性(人の生命、身体、健康、生活又は財産への安全性)が確認できる文書すべて」である。
- (2) 処分庁の説明によれば、一般的に、パトロールや通報等により違反の疑いのある建築物が発見された場合、過去の建築確認申請の履歴や違反履歴の調査等をしたうえで現地調査を行い、また、現地調査では現地の状況確認とともに、相手方に経緯等をヒアリングし、違反の有無について確認を行うという調査を積み重ねて、違反と判断した場合には、是正指導を行うとのことであった。
- (3) その際処分庁における一般的な事務処理としては、建築物の所有者の氏名等とともに、違反の疑いのある建築物が発見された時点からの調査内容や違法状態かどうかについての見解及びその根拠、所有者等に対する是正指導等の履歴が随時記録された文書を作成するとのことであった。
- (4) 処分庁は、請求に係る公文書を上記の事務処理において一般的に作成される、建築物の所有者等の氏名、調査内容、是正指導等の履歴が随時記録された文書であると判断し、そのうえで、当該公文書の存否を明らかにしないで本件請求を拒否した。

##### 2 条例第9条第1項の適用について

- (1) 条例第9条第1項は、公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することになるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができるかと定めている。

その趣旨は、公開請求に対して当該情報の存否を答えるだけで、条例第7条第1号から第7号において非公開情報とすることで保護しようとしている個人のプライバシーや法人の正当な利益、あるいは事務事業執行上の利益等が損なわれることを防止しようとするところにある。

- (2) 本件請求においては、「〇〇〇の建築物」と特定の建築物を指定しており、調査及び是正指導の履歴等が記録された公文書の存否を明らかにするだけで、当該建築物の所有者が建築基準法違反の疑いで現地調査や是正指導を受けたという事実の有無が明らかになる。このような事実の有無に関する情報は、明らかに「個人に関する情報であ

って、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）のうち通常他人に知られにくいと認められるもの」、あるいは「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの」であって、条例第7条第1号または第2号の非公開情報に該当するといえる。また、第1号、第2号のただし書きに該当するともいえない。

(3) したがって、処分庁が、条例第9条第1項に基づき、存否を明らかにしないで本件請求を拒否した決定は妥当である。

(4) なお、処分庁は、特定の場所にある「建築物」が法令上適法状態なのか違反状態であるのかの見解及びその根拠を示す文書を公開することにより、仮に当該建築物が違反状態であった場合、指導内容が把握され、違反行為を容易にする等、違反指導に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとして、第6号の非公開情報該当性も主張しているが、審査会としては、条例第7条第1号または同条第2号該当性を理由に存否応答を拒否することが是認できるため、判断することはしない。

### 3 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

#### ■伊丹市情報公開・個人情報保護審査会

氏名	役職等	備考
山下 淳	関西学院大学法学部教授	会 長
菊井 康夫	弁護士	委 員
益澤 彩	甲南大学法学部講師	委 員
渋谷 元宏	弁護士	委 員
寺岡 とも子	伊丹市人権擁護委員	委 員